

吉田町地域公共交通協議会設置要綱の改正について (公共交通の運賃設定に係る部会の設置について)

1 背景と設置趣旨

これまでの道路運送法第9条第4項は、一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃制度を規定していた。

今回、改正法が令和5年10月に施行されたことにより、独占禁止法のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、地域のすべての交通事業者ではなく、運賃等を定めようとする事業者のみが協議に参加することとなった。

そのため、運賃に関する協議を行うため、町地域公共交通協議会内に「運賃料金部会」を設置する。

なお、道路運送法第9条第5項で、運賃料金部会の開催に当たっては、事前に公聴会の開催等住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないこととなった。

2 部会の内容

(1) 名称

吉田町地域公共交通協議会 運賃料金部会

(2) 構成員（5人以内）

- ・ 吉田町（部会長：企画課長）
- ・ 交通事業者（※運賃の協議に関係する者のみ）
- ・ 関係住民の意見を代表する者として会長が指名する者
- ・ 静岡運輸支局長又はその指名する者

(3) 設置日（要綱の改正日）

令和6年10月（告示の日から施行）

3 今後のスケジュール

部会の設置

令和6年10月7日（月） 第2回吉田町地域公共交通協議会
10月8日（火） 要綱改正（予定）

4 その他

- ・ 運賃に関する協議が必要なときは、公共交通協議会と同時開催もしくは書面協議により実施するものとし、構成員の負担を可能な限り軽減する。
- ・ 今回の改正に合わせ、本要綱中の法律の名称等についても併せて改正する。

(新)

○吉田町地域公共交通協議会設置要綱

平成 28 年 7 月 1 日

要綱第 32 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに「地域交通法」の規定に基づく計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、吉田町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域の公共交通のあり方、改善、利便性の向上等に関する事項
- (4) 「地域交通法」の規定に基づく計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の者
- (7) 識見を有する者
- (8) 前 6 号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者
- (9) 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、町において現に自家用有償運送旅客運送を行っている特定非営利法人等の団体に所属する者のうちその代表者又は代表者が指名する者

2 前項に定める委員のうち、第 2 号から 第 9 号までの委員は町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。

6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会での協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(運賃料金部会)

第10条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 会長は、前条の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 運賃料金部会の委員は、部会長及び委員4人以内で組織する。
- (1) 部会長は企画課長とする
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 関係住民の意見を代表する者として町長が指名する者（前号の者以外の旅客自動車運送事業者及びその従業員を除く。）
- (4) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 運賃料金部会は原則として公開とする。
- 10 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに会長に報告するものとする。
- 11 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

(旧)

○吉田町地域公共交通協議会設置要綱

平成 28 年 7 月 1 日

要綱第 32 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに活性化再生法の規定に基づく計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、吉田町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域の公共交通のあり方、改善、利便性の向上等に関する事項
- (4) 活性化再生法の規定に基づく計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の者
 - (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の者
 - (7) 識見を有する者
 - (8) 前 6 号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者
- 2 前項に定める委員のうち、第 2 号から第 8 号までの委員は町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。

6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会での協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

“ぎゅっと”カーよしだにおけるハッピーライド in 静岡プロジェクトの実施について

1 概要

小学生のバス利用を促進し、バス利用者の増加につなげるため、静岡県内に通う小学生を対象にバス無料デーを実施する。

“ぎゅっと”カーよしだについても本事業の対象とすることを検討している。

2 実施主体

ハッピーライド in 静岡プロジェクト実行委員会(令和6年4月24日設置)

構成員：国、県、市町、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業

事務局：静岡県バス協会、県地域交通課

3 実施日

令和6年12月7日(土)・8日(日)

4 対象路線等

- ・静岡県内を運行する路線バスの全ての便
- ・コミュニティバス
- ・“ぎゅっと”カーよしだ(予定)

※ 対象外路線あり。土日運休路線、デマンド運行路線、高速道路を走行する路線、空港アクセス線等

5 御協力いただく運行事業者

東海タクシー株式会社

※ 実施日は土日の運行となるため、運行車両は1台となり、上記事業者が運行

6 無料デー対象者の運賃の取扱い(案)

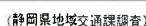
乗車時に無料チケット(リーフレット)を運転手へ提示することにより対象者の運賃を免除する取扱いとする。(無料の対象者は小学生のみ)



富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



✓コロナ禍が拍車をかけた乗合バスの乗車人員の減少
✓運転手のなり手の不足、高齢化による更なる運転手不足への危機感



運転手不足への対策として**回答事業者の半数が「減便」、約3割が「路線廃止」**を計画

2024.1.5 靜岡新聞



目的

- 小学生を中心とした地域住民のバス利用の促進
- 地域の足を支える運転従事者に「感謝とリスペクト」する
気持ちを育み、将来にわたり社会全体で地域公共交通を支える意識を醸成
- 皆でバスに乗り合うことによる環境負荷の低減



富国有徳の理想郷－しずおか
ふじのくに

2

実施概要(案)

概要

小学生のバス利用を促進し、バス利用者の増加につなげるため、
県内全ての小学生を対象にバス無料デーを実施する。
(全県規模の実施としては前例のない取組)

項目	内容
対象者	県内の全小学校 524校 約178,000名 (国公立・私立小学校、特別支援学校含む)
実施予定日	令和6年12月7日(土)～8日(日) 2日間
対象路線	県内乗合バス事業者路線(貸切、観光バスを除く) 市町自主バス路線(実施可能な市町)
主催	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会(令和6年4月24日設置) 構成員: 国、県、市町、(一社) 静岡県バス協会、乗合バス事業者 事務局: 静岡県バス協会、県地域交通課
オブザーバー	静岡鉄道株式会社、静岡県地球温暖化防止活動推進センター

ふじのくに

3

【参考】費用と経済効果

※2023年11月にしずてつジャストラインが静岡市で実施したフリー乗車券の発行・配布した実績をもとに記載

項目	内容	詳細
費用	1,069,020円	(内訳) ・乗車券印刷代 537,600円 ・チラシ印刷代 (郵送料含む) 466,000円 ・乗車券郵送代 65,420円
効果	1,236,552円	フリー乗車券利用者の同伴者(大人)利用者数 ×定期外平均単価201円×往復として算出

静岡市内	
学校数	95校
児童数	31,751名

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

4

実施概要(スケジュール)

月日	内容
4月24日	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会の設立
5月中旬～	各学校に小学生バス無料デーの実施通知、校長会等での説明(県)
5月下旬～	市町地域交通会議等での説明(県)、運賃協議会での承認(市町)
6月～	実施路線の特定、特設サイトの開設、沿線の公的施設等への協力依頼
10～11月	各学校経由で小学生に無料デー啓発チラシ(兼フリーチケット)を発送 各種広報、啓発イベント等の実施、プレスリリース(11月中旬頃を予定)
12月7～8日	小学生バス無料デーの実施
～1月下旬	利用者アンケート等のとりまとめ(効果検証)

富国有徳の理想郷－しずおか

ふじのくに

5



バスにのって、でかけよう。



小学生バス 無料デー

小学生は
無料「0円」で
何回でものれ
るよ！

Happy Ride in Shizuoka Project



実施予定日 令和6年12月7日(土)～8日(日)

- ・期間中、静岡県内の小学生は無料で何度でも乗車できます。
- ・無料乗車エリアは、静岡県全域です。
- ・対象路線は特設サイトに掲載していきます（特設サイトは6月以降OPEN予定）
- ・各家庭にお知らせするリーフレットは、11月中旬頃に各学校にお送りします。



実施の目的

- ・小学生のバス利用を促進し、バス利用者数の向上を目指します。
- ・地域の足を支えるバスドライバーに「感謝とリスペクト」する気持ちを育むことで、地域公共交通を支える意識を醸成します。
- ・皆でバスに乗り合うことにより、CO2の削減を目指します。



山間地などまちから離れた場所に
住む人々の移動手段を守ります。



お年寄りや体が不自由な人の移動
手段を守ります。



バスは環境にもやさしい
乗り物です。

(CO2の排出量は自家用車の半分以上)

バスに乗ると、
こんなに
「**いいコト**」が
あるよ！

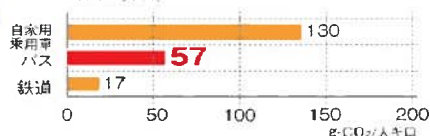


雨の日に道が混むのを和ら
げたり交通事故を減らす効
果があります。



地域の人と乗り合うことで
コミュニケーションが
生まれます。（運転手さんに
感謝の気持ちを伝えることも
大切です。）

【図E】輸送量当たりの二酸化炭素排出量(旅客)
(令和元年度)



国土交通省HP「環境運輸部門における二酸化炭素排出量」



主催 ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会

(国土交通省中部運輸局静岡運輸支局、静岡県、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業者、市町)

(問い合わせ) 静岡県交通基盤部地域交通課 054-221-3186

“ぎゅっと”カーよしだの災害時等対応について

1 背景

8月の南海トラフ地震情報臨時情報の発表、8月下旬から9月初旬にかけ台風10号が襲来した。特に台風10号は、高速道路の通行止めや公共交通機関への影響が大きく、当町においても大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発令され、町内に避難所が開設される等の影響が出た。

“ぎゅっと”カーよしだの運行主体である町は、運休の検討にあたり、関係する公共交通機関の運行状況の情報収集をおこなったところ、東名高速道路の通行止めによる影響でしずてつジャストラインの特急静岡相良線のみが運休していた。他の町内を走るバス2路線（島田静波線・藤枝相良線）は運行しており、道路管理者による運行中止の指示が出ていないことを鑑み、“ぎゅっと”カーよしだの運行を継続した

現状では運行・運休の判断基準がないため、今後の災害時等の対応についてその基準を定める。

2 “ぎゅっと”カーよしだ災害時等対応（案）

(1) 運休の種類

- (a) 運行打ち切り（部分運休）
- (b) 計画運休（事前運休）：72時間前に「運休の可能性」を検討、24時間前に「詳しい運行計画」を明らかにする。

(2) 運休の判断

- ① 吉田町地域防災計画の資料1. 3－9災害時等の動員配備体制とその基準」おける配備基準の区分が「非常配備体制」の状態においては運休とする。
- ② 運行事業者が危険と判断した時点で町と協議して判断する。
- ③ 計画運休の場合は、上記①②が想定される場合に運行主体が判断する。
- ④ その他運行主体が運休と判断した場合。

(3) 運休時の周知方法

- ① “ぎゅっと”カーよしだ受付サイトへの運休情報の掲載と受付停止
- ② 町ホームページ、公式LINEによる情報発信
- ③ 利用者（予約済みの会員に限る）への運休連絡
 - ア 平日（8：00～16：30）：アイシンコールセンターから連絡
 - イ 土日祝日・平日の電話予約時間外：町から連絡

資料 1. 3－9 災害時等の動員配備体制とその基準

（１）「災害時等の配備体制とその基準」

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

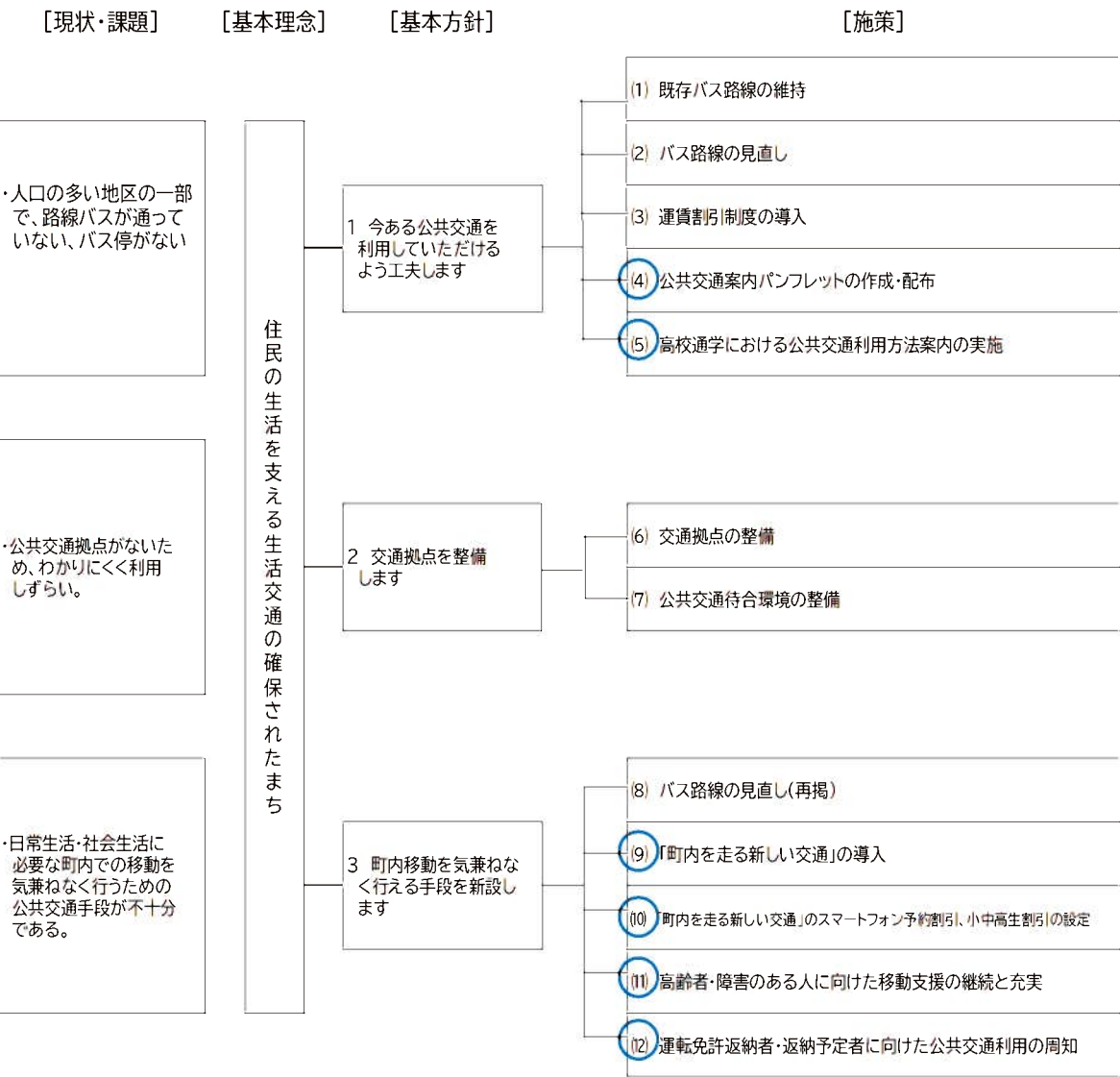
配 備 基 準				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 （災害対策本部設置）
		第 1 次	第 2 次	
風水害	大雨注意報、洪水注意報及び高潮注意報のいずれかが発表された場合 【水防第 1 配備】	(1) 大雨警報、洪水警報、高潮警報及び暴風警報のいずれかが発表された場合 (2) 対象河川が「水防団待機水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 【水防第 2 配備】	(1) 対象河川が「はん濫注意水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 (2) 大雨（土砂災害）警報の発表又は土砂災害の前兆現象が発見された場合 【水防本部設置】	(1) 対象河川が「避難判断水位」に達するおそれがある場合 (2) 「特別警報」が発表された場合 (3) 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 (4) 高潮に関する「駿河海岸水防警報（距離確保）」が発表された場合 (5) 町内の広域に大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 (6) その他町長が必要と認めた場合
地震	震度 3 の地震が観測された場合	震度 4 の地震が観測された場合		震度 5 弱以上の地震が観測された場合
南海トラフ地震	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合		発生した南海トラフ地震の震度に応じて「地震対策」の配備基準により体制を転る
津波	—	津波注意報が発表された場合		(1) 津波警報が発表された場合 (2) 大津波警報（特別警報）が発表された場合
大規模事故	—	町内及びその周辺において大規模な事故が発生し、被害拡大に警戒を要する場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故		町域に大規模事故災害による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集事態（御前崎市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態）の発生を認知した場合	【警戒体制】 (1) 警戒事態の発生を認知した場合 (2) 原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合 (3) 国から警戒事態発生の連絡を受けた場合 ※警戒事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照 ・静岡県において震度 6 弱以上の地震発生 ・静岡県において大津波警報の発令 ・東海地震注意情報の発表 等		【警戒本部設置体制】 (1) 原子力事業者から特定事象（原災法第 10 条事象）発生の通報を受けた場合 (2) 国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合 ※施設敷地緊急事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照
				【災害対策本部設置体制】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条）を発出した場合 (2) 町長が状況を判断し必要と認めた場合

※対象河川の危険水位

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大井川	細島	130 c m	170 c m	270 c m	330 c m
湯日川	千草橋	120 c m	170 c m	190 c m	200 c m
坂口谷川	坂口谷川橋	210 c m	240 c m	270 c m	320 c m

施策の体系

<計画期間:令和4(2022)年度～令和8(2026)年度>
○: “ぎゅっと”カーよしだ関連項目



進 捗 状 況

- (1) 路線の維持（地域間幹線系統補助等の各種施策による）
- (2)・(8) 今後利用者アンケート等を踏まえ関係者と調整
- (3) 実施予定時期未定
- (4) 令和7年1月 公共交通交通全体のパンフレットと“ぎゅっと”カーよしだ説明動画の制作予定
- (5) 令和6年6月 通学についての調査を実施
“ぎゅっと”カーよしだ+バス利用意向の高い高校の絞り込み
最も利用意向の高い相良高校と協力し、“ぎゅっと”カーよしだお試しクーポンの配布の促進策を実施
- (6) 吉田IC入口：計画に着手
小山城周辺：周辺道路改良工事に向けた準備
- (7) 吉田町役場：バス待合所設置し運用中
吉田IC入口：バス停上屋とバスロケーションシステム設置（静岡・島田方面のみ）
片岡北吉田特別支援学校：バス停上屋設置（牧之原方面のみ）
- (9) “ぎゅっと”カーよしだ実証運行中
- (10) 回数券の導入：令和6年11月導入予定
- (11) 回数券の導入：令和6年11月導入予定
- (12) 運転免許返納者・返納予定者への“ぎゅっと”カーよしだの利用周知のため、牧之原警察署での“ぎゅっと”カーよしだのパンフレット配布

吉田町
通学・通勤時の交通手段についての
アンケート 調査結果
＜概要＞

調査概要

1. 調査目的

- 「“ぎゅっと”カーよしだ」からバスへの乗継の利便性向上による、吉田町からの通勤・通学環境の改善をめざし、バス利用の実態と、「“ぎゅっと”カーよしだ」からバスへの乗継意向を把握する。

2. 調査方法

- インターネットによる調査

3. 調査日時

- 2024年6月3日(月)～ 6月7日(金)

4. 調査対象者

- 吉田町内に居住する高校生とその家族
- 吉田町内に居住し、町内外へ通勤・通学する方

※会員登録の有無は問わない

5. 調査内容

- 自宅から目的地までの移動手段
- 「どこのバス停から、どこのバス停へ、何時何分に、どんな目的で利用したか(利用したいか)」の実態とその際の移動手段
- “ぎゅっと”カーからの乗継意向

6. 配布方法

- 配布方法
 - ・ 調査用の二次元コードを記載したチラシ(紙とデータ)の配布。バス停等への掲示。
 - ・ 高校生に対しては、高校にご協力いただいた。
 - ・ 生徒へのチラシ配布
 - ・ 学校で生徒が使用している端末へ掲載

7. 配布数／回収数

- チラシ配布数：2,000枚
＜参考＞吉田中学校の生徒数：776人
- 回収数：294s

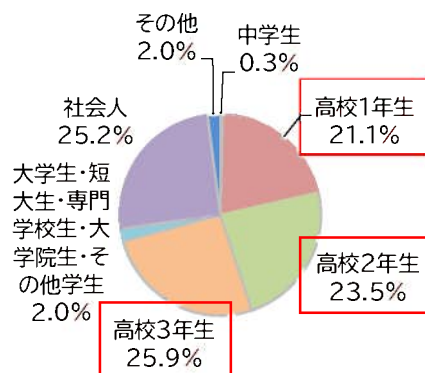
調査結果（概要）

回答者

- 主な回答者は、高校生（71%）とその家族（25%）。
- ・今回の調査では、高校生家族には子供の状況を回答していただいた。したがって、当調査結果は、主に高校生の通学時の移動状況を示すものとなった。

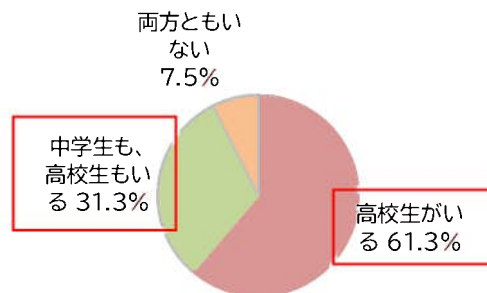
Q1	あなたにあてはまるものをお選びください。		
		n	%
	全体	(294)	
1	中学生	1	0.3
2	高校1年生	62	21.1
3	高校2年生	69	23.5
4	高校3年生	76	25.9
5	大学生・短大生・専門学校生・大学院生・その他学生	6	2.0
6	社会人	74	25.2
7	その他	6	2.0

【Q1】あなたにあてはまるものをお選びください。
(n=294)



Q2	社会人・その他と回答した人に質問 あなたのご家庭には、中学生や高校生がいますか。		
		n	%
	全体	(80)	
1	中学生がいる	0	0.0
2	高校生がいる	49	61.3
3	中学生も、高校生もいる	25	31.3
4	両方ともいない	6	7.5

【Q2】あなたのご家庭には、中学生や高校生がいますか。
(n=80)



調査結果（概要）

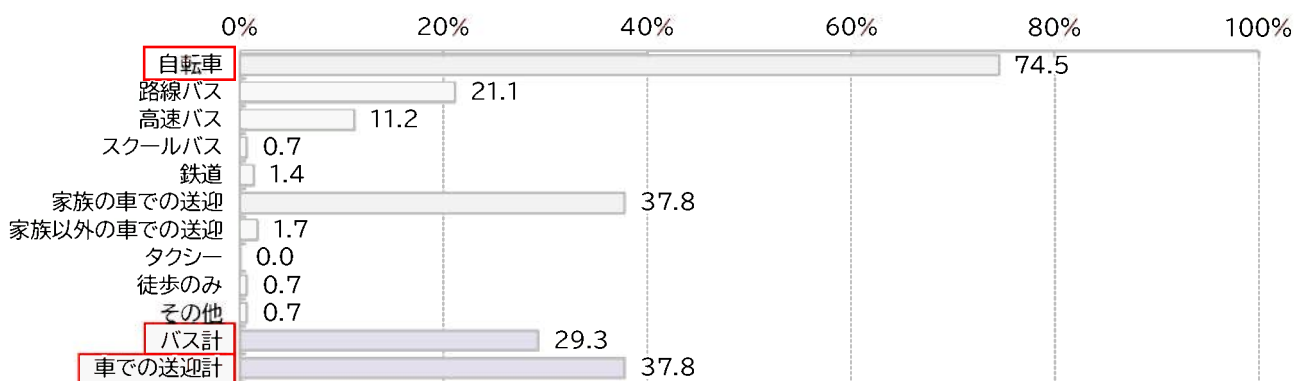
通学通勤の移動手段

■ 目的地までの移動手段

- ・晴れ・曇りの日は、「自転車」が群を抜いて最も多く（75%）、次いで「車での送迎」（38%）、3番目に「バス（路線バスと高速バス）」（29%）となっている。
 - ・雨などの悪天候の日は、「車での送迎」が群を抜いて最も多く（76%）、次いで「バス（路線バスと高速バス）」（40%）、「自転車」（19%）となる。
 - ・雨などの悪天候の日は、晴れ・曇りに比べ、「車での送迎」が急激に増える。「自転車」が、「車での送迎」と「バス」に変わっていると思われる。
- ※行きと帰りは同じ傾向にある。

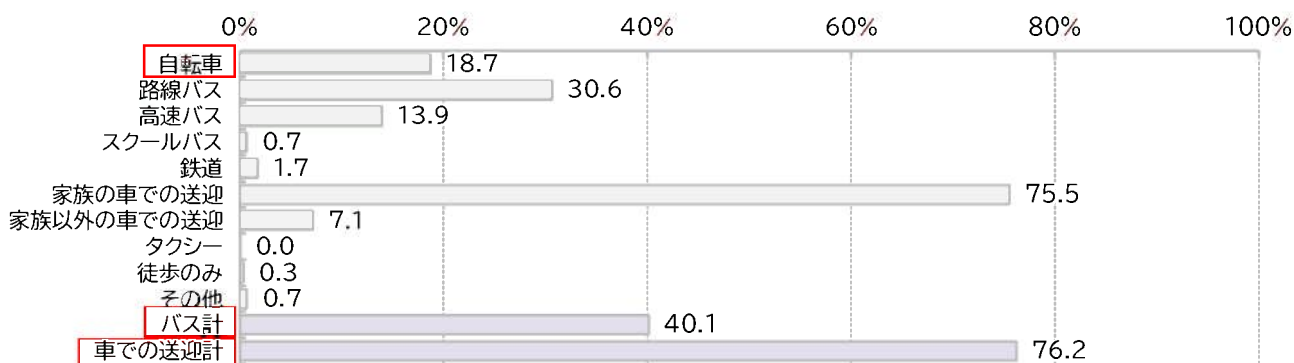
[Q3]まず最初に、あなたが朝、登校／出勤する時のことについて教えてください。

あなたは、朝登校する時や出勤する時に、どの交通手段を使っていますか。
使うことがあるものをすべてお選びください。[晴れ・曇りの日]
(n=294)



[Q3]まず最初に、あなたが朝、登校／出勤する時のことについて教えてください。

あなたは、朝登校する時や出勤する時に、どの交通手段を使っていますか。
使うことがあるものをすべてお選びください。[雨など天気が悪い日]
(n=294)



■ バスの利用頻度と定期券購入状況

- ・路線バスと高速バス利用者のうち、「ほぼ毎日」利用しているのは54%。次いで、「2～3週間に1回程度」（16%）、「週に1回程度」（15%）となっている。
- ・路線バスと高速バス利用者のうち、「定期券を購入している」は72%。

調査結果（概要）

バス停までの移動

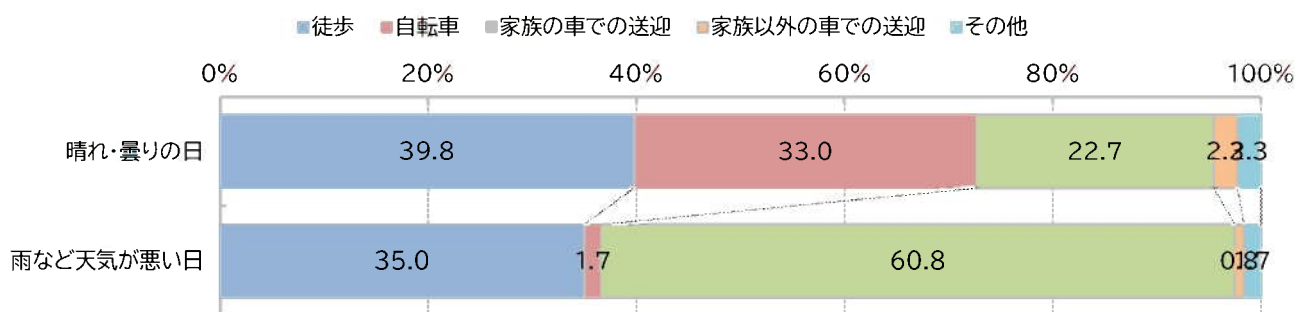
■ バス停までの移動手段

- ・晴れ・曇りの日は、「徒歩」（40%）が最も多く、「自転車」（33%）、「車での送迎」（23%）と続く。
- ・雨などの悪天候の日は、「車での送迎」（61%）が最も多く、次いで「徒歩」（35%）、「自転車」はほとんどない。
- ・雨などの悪天候の日は、「自転車」での移動が、「車での送迎」に変わる。

[Q5]あなたは、朝バスで登校／出勤する時に、自宅からバス停まで、どのように行きますか。

最も頻度が高いものを一つだけお選びください。

※高校生の保護者の方は、ご家庭の高校生についてお答えください。



よく利用するバス停

■ よく利用するバス停

- ・乗車でよく使うバス停は、「吉田町役場」「吉田IC入口」「片岡北吉田特別支援学校」。
- なかでも「吉田町役場」が36%と3分の1を占めており、結束拠点となっている。
- （参考）現在、「"ぎゅっと"カーよしだ」の停留所の設定はない町外の「牧之原警察所前」が、6番目に入っている。

Q7	あなたは、朝バスで登校／出勤する時に、どこのバス停から乗りますか。 最もよく乗車するバス停を一つだけお選びください。		
		n	%
	全体	(122)	
1	吉田町役場	44	36.1
2	吉田IC入口	17	13.9
3	片岡北吉田特別支援学校	13	10.7
4	吉田中学校入口	7	5.7
5	遠州神戸	6	4.9
6	吉田団地	5	4.1
6	牧之原警察署前	5	4.1
8	川尻	4	3.3
8	日の出町	4	3.3
8	住吉	4	3.3
	その他	13	10.7

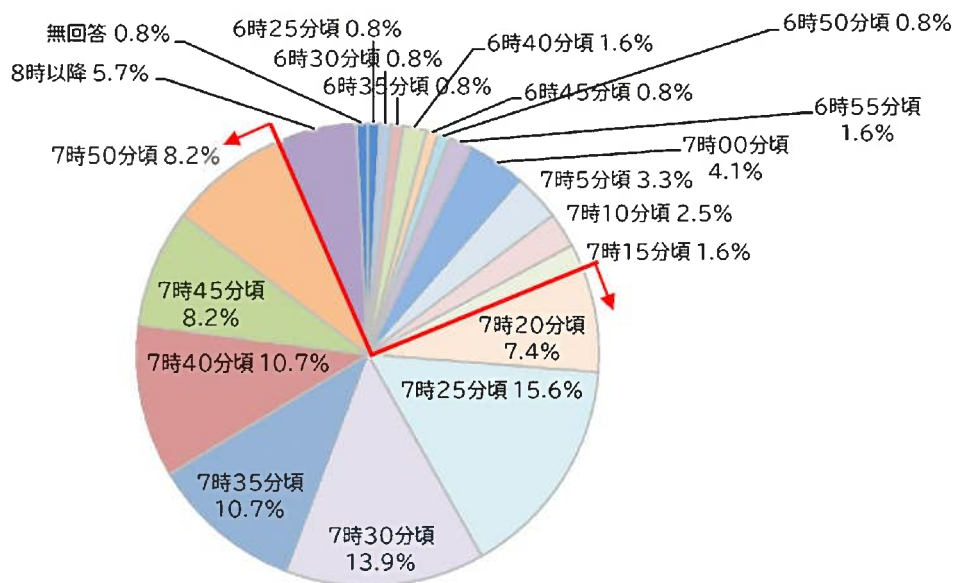
調査結果（概要）

バスへの乗車時間と降車場所

■ 朝のバス乗車時間

7時20分～7時50分に利用が集中しており、全体の75%を占める。

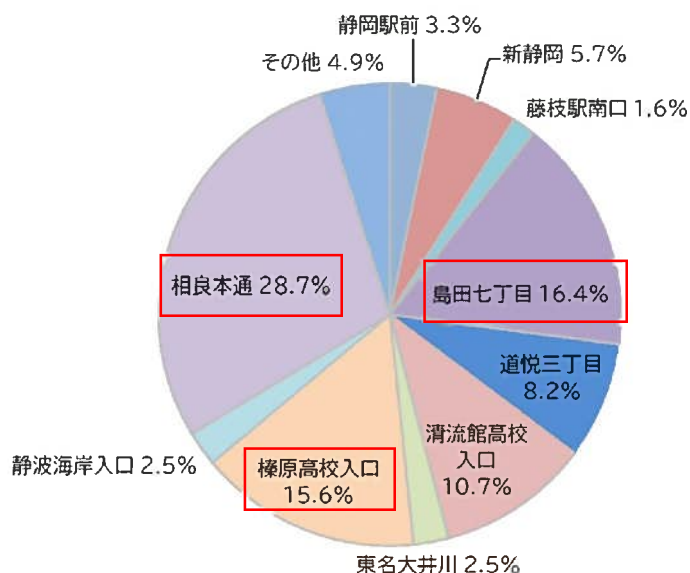
【Q9】あなたは、朝バスで登校／出勤する時に、【Q7】【Q8】を何時に出発するバスに乗っていますか。
最もよく乗る時刻を一つだけお選びください。
(n=122)



■ 朝、降車するバス停

「相良本通」が最も多く29%、「島田7丁目」、「榛原高校入口」が16%で続く。
相良高校、島田商業高校、榛原高校の生徒の利用が多いことがわかる。

【Q10】あなたは、朝バスで登校／出勤する時に、どここのバス停で降りますか。
最もよく降車するバス停を一つだけお選びください。
(n=122)



調査結果（概要）

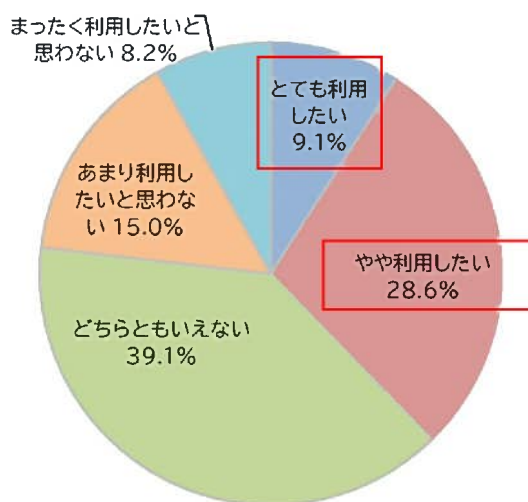
“ぎゅっと”カー利用意向

- 利用意向は、「どちらともいえない」が最も多い。
 - ・「利用したい」（「とても利用したい」「やや利用したい」）と答えたのは38%。
 - ・高校生の子どもに使ってほしいと思っている人（「とても使ってほしい」「やや使ってほしい」）20%。
- “ぎゅっと”カーからバスへの乗り継ぎ意向は、全体として高くないがニーズは存在している。

[Q20] “ぎゅっと”カーよしだ」を利用すれば、自宅の近くから、吉田町内のバス停まで行くことができます。

あなたは、この乗り合い送迎サービス“ぎゅっと”カーよしだ」を、利用したいと思いますか。
あなたのお考えに最も近いものを一つだけお選びください。

(n=220)

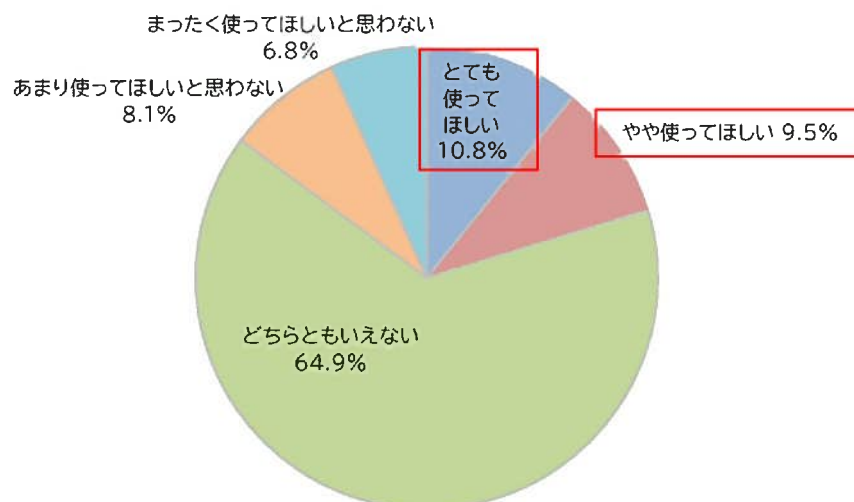


[Q21] “ぎゅっと”カーよしだ」を利用すれば、自宅の近くから、吉田町内のバス停まで行くことができます。

あなたは、この乗り合い送迎サービス“ぎゅっと”カーよしだ」を、ご家庭にいる高校生の子に、使ってほしいと思いますか。

あなたのお考えに最も近いものを一つだけお選びください。

(n=74)



「“ぎゅっと”カーよしだ」からバスへの乗り継ぎニーズを具体的に把握

■ バス利用の実態

① 乗り継ぎ時間

→ **朝 7 時台**

② 乗り継ぎ場所

→ **乗車でよく使うバス停は、「吉田町役場」「吉田IC入口」「片岡北吉田特別支援学校」**

■ 利用者（ターゲット）の具体的な設定

③ バスの利用頻度が高く、「“ぎゅっと”カーよしだ」の利用意向が高い層の絞り込みと実態把握
※クロス集計等により詳細分析

④ 自転車で通学している生徒の、雨など悪天候時の利用

→ **相良高校の生徒とその家族のニーズが顕在化したため、ターゲットとして設定**

→ **島田商業高校、榛原高校の生徒のニーズが顕在化したため、ターゲットとして設定**



朝（6:00～8:00）の運行見直しの方向性

1. 相良高校、島田商業高校、榛原高校の生徒の乗り継ぎを土台にしつつ、更に、できるだけ多くの人々がバスに乗り継げるよう、バス利用の実態に合わせた「“ぎゅっと”カーよしだ」の運行にする
 - 乗り継ぎを優先する時間を、朝 7 時台に設定
 - 乗り継ぎ拠点は、「吉田町役場」「吉田IC入口」「片岡北吉田特別支援学校」
 - できるだけ吉田町全域から、朝 7 時台に、乗継拠点に移動できるようにする
2. その他の高校生や通勤、通院など、朝の個別ニーズにもできる限り対応する
 - 6 時台は、フリー路線（停留所間を、行きたいときに行きたい所へ移動）
 - 7 時台も、フリー路線運行の可能性を捨てずに、乗り継ぎ優先の計画を検討する